

麻薬年間報告について（第47条）

麻薬小売業者は、毎年11月30日までに、次の事項を知事あてに届け出なければなりません。

- (1) 前年の10月1日の業務開始時に所有した麻薬の品名及び数量（期始在庫）
- (2) 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に譲り受け、または譲り渡した麻薬の品名及び数量
- (3) その年の9月30日の業務終了時に所有した麻薬の品名及び数量（期末在庫）

1 記載上の留意事項

(1) 品名欄は、略号・略記号等使用せず、また、同じ品名のものでも含有量や包装形態が異なれば別品目として記載してください。また、自家予製の倍散、倍液は原末に換算することなく、それぞれ別品目として記載してください。

(2) 受入欄には、次のア～エの数量を合わせた数量を記載してください。

ア 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の数量

イ 麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて譲り受けた麻薬の数量

麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて譲り受けた麻薬の数量については、合計を内数として受入総数量に加え、さらに同欄に（ ）書きで併記してください。

ウ 業務を廃止した施設から譲り受けた麻薬の数量

エ 患者等から返納を受けたが、9月30日時点において廃棄処理できず、保管している数量（やむをえず期を越して保有する場合であり、原則としてこのような事態が生じないよう速やかな処理を行ってください。）

なお、通常、麻薬管理帳簿上受入れ分として記載されない返納された後に調剤済麻薬廃棄届により処理した数量については、受入欄に記載する必要はありません。

※ エの処分保留保管数量が期末在庫数量に含まれることになりますが、この保管分について次期に調剤済麻薬廃棄届出による処理をした場合には、次期報告の期始在庫数量は、前記報告の期末在庫数量から差し引いた数（すなわち麻薬管理帳簿上の次期期始残高数量と同数）を記載してください。

(3) 払出欄には、次のア、イの数量を合わせた数量を記載してください。

ア 譲り渡した麻薬の数量（麻薬管理帳簿上、通常の払出し数として記載されている量）

イ 麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて譲り渡した麻薬の数量

麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて譲り渡した麻薬の数量については、合計を内数として払出総数量に加え、さらに同欄に（ ）書きで併記してください。

なお、汚染、変質等で麻薬廃棄届により廃棄したもの、事故による滅失分につき事故届を提出したもの等、麻薬管理帳簿上で払出し数に含まれている分については、これらを含めた数量を払出し数量として払出欄に記載してください。

(4) 備考欄には次のア～ウの数量をそれぞれ別に記載すること。

ア 麻薬廃棄届により廃棄した数量（調剤済麻薬廃棄届により廃棄した数量は記載する必要はありません。）

イ 事故届出した数量

ウ 9月30日時点で処分保留している数量

また、自家予製剤の場合はその旨を、アヘンチンキ等の自然減量、秤量誤差により麻薬管理帳簿を訂正した場合はその旨も記載してください。

(5) 届出期間中に麻薬を所有しなかった場合であっても、「在庫なし」として届け出してください。

2 この報告書を提出するときは、必ず9月30日現在の在庫数量を計数又は計量して現品量を確認し、麻薬管理帳簿残高と一致していることを確認してください。

3 報告書を記載するときは、記入要領及び記載例を十分に読み、誤りのないよう確認してください。

4 提出先と提出部数

業務所を管轄する保健所に1部提出してください。

報告の内容に誤りを発見した場合は、訂正する必要がありますので、速やかに業務を管轄する保健所に報告してください。